

静岡県児童相談所一時保護所棟増築工事設計業務特記仕様書

業務概要

1. 業務名称

令和8年度こ児第1号

静岡県児童相談所一時保護所棟増築工事

2. 履行期限

受注者が定める予定工程表に基づく

3. 計画施設概要

(1) 工事場所 静岡市葵区堤町 地内

(2) 施設の用途 寄宿舍

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地面積: 1,424.7 m²
- b. 用途地域: 第二種中高層住居専用地域
- c. 防火・準防火地域: 指定なし(22条地域)

(2) 施設の条件

【児童相談所一時保護所】

- a. 延床面積: 400 m²程度
- b. 主要構造・階数: 構造は問わない、2階建
- c. 耐震安全性の分類
 - 構造体: 類(官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による)
 - 建築非構造部材: B類(官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による)
 - 建築設備: 乙類(官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による)
 - 地震地域係数: 1.2 (静岡県建築基準条例第10条の2)
 - 用途係数: 1.0 (静岡県建築構造設計指針・同解説による)
- d. 建築物の類型(R6国土交通省告示第8号別添二による)
 - 第六号 第1類(共同住宅:寄宿舍)
- e. 所要室
 - 居室、相談室、浴室・脱衣室、トイレ、洗濯コーナー・リネン室、洗面コーナー、居間、事務所兼休憩室等
 - (建築・電気・衛生・空調・外構等を含む)

(3) 建設の条件

- a. 予定工事費 受注者にて算定する。
- b. 予定建設工期 受注者にて算定する。

(4) 設計条件

- ・ 構造工法の設定にあたっては、一般的な流通状況から判断して特殊な材料選定を避けるとともに、合理的な設計を行うこと
- ・ 可能な限り低コストで経済的な設計を行うこと
- ・ 地場産業の育成保護のため、市産木材(主として杉、檜)の使用拡大を図ること
- ・ アスベスト事前調査(建築物石綿含有建材調査者による)の結果によりアスベスト分析調査が必要となった場合、当業務内にて実施すること

業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という)に記載されていない事項は、「静岡市建築工事設計業務委託共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項については「 」印が付いたものを適用する。

2. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士

建築士法(昭和25年法律第202号)による二級建築士

(社)日本建築積算協会が付与する建築積算資格者

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 標準業務の内容

標準業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項に掲げるものを基本とし、静岡市建築工事設計業務委託共通仕様書及び特記仕様書による。

a. 基本設計

- ・ 設計条件等の整理
- ・ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ・ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- ・ 基本設計方針の策定
- ・ 基本設計図書の作成
- ・ 概算工事費の検討
- ・ 基本設計内容の発注者への説明等

- b. 実施設計
 - . 要求等の確認
 - . 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - . 実施設計方針の策定
 - . 実施設計図書の作成
 - . 概算工事費の検討
 - . 実施設計内容の説明等
- c. 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務
工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、実施設計の提出物に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う以下のものをいう。
 - . 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等
 - . 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等

(2) 標準業務の範囲

- a. 基本設計
 - 建築総合基本設計
 - 建築構造基本設計
 - 電気設備基本設計
 - 給排水衛生設備基本設計
 - 空気調和・換気設備基本設計
 - 昇降機等設備基本設計
- b. 実施設計
 - 建築総合実施設計
 - 建築構造実施設計
 - 電気設備実施設計
 - 給排水衛生設備実施設計
 - 空気調和・換気設備実施設計
 - 昇降機等設備実施設計

(3) 技術料等経費の区分(技術料等経費の削減に係る事項)

- 特に高い技術力又は創造力等が期待される設計
- 通常的设计
- 技術力及び創造力等を期待される箇所がやや少ない設計
- 技術力及び創造力等を期待される箇所が限定される設計
- 標準的に期待される技術力及び創造力を必要としない設計

(4) 対象外業務の有無(標準業務量の軽減に係る事項)

a. 建築技術職員等の関与の有無

有

無

b. 資料提供等の有無

資料を提供しない

提供する資料が極めて少ない

類似の参考例がある

類似の参考例があり準用等が可能

準拠すべき設計図書(標準図)があり一部修正程度

標準設計等の手直し程度

簡単なセミトレース程度

(5) 難易度の有無(標準業務量の補正に関する事項)

a. 総合設計に係る難易度により業務量を補正する場合

特殊な敷地上の建物

木造の建築物(小規模なものを除く)

b. 構造設計に係る難易度により業務量を補正する場合

特殊な形状の建築物

特殊な敷地上の建築物

特殊な解析、性能検証等を要する建築物

特殊な構造の建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く)

免震建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く)

木造の建築物(小規模なものを除く)

c. 設備設計に係る難易度により業務量を補正する場合

特殊な敷地上の建築物

特別な性能を有する設備が設けられる建築物

(6) 追加業務の内容及び範囲

積算業務(積算ソフト(RIBC)への設計項目の入力、積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積収集及び見積検討資料の作成)

透視図作成【種類(A3)判の大きさ(ヨコ) カット枚数(2)

額の有無(有) 材質(木製) 電子データ()】

模型作成【縮尺() ケースの有無() ケースの材質()】

模型の写真撮影【カット枚数() 判の大きさ() 白黒・カラーの別()】

日影図作成

計画通知(建築基準関係規定(みなし規定を含む)等に係る法令・条例等に関する許可等を含む)に関する手続及びこれに付随する詳細協議(関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応等は標準業務に含まれる。手数料の納付は含まない)

なお、申請先は静岡市建築主事を原則とする。また、適合性判定機関は指定しない。
構造計算適合性判定手続(関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応等。手数料の納付は含まない) 該当する場合

各種法令・条例(建築基準関係規定(みなし規定を含む)等に係る法令・条例を除く)に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議(手数料の納付は含まない)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(H27 法律第53号)第12条第2項の通知に関する業務

既存棟について寄宿舍としての法適合確認を行い、一時保護所棟増築に伴い必要と考えられる工事が生じる場合は、監督員に報告し、実施の判断を仰ぐ。

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例(H15 条例第248号)の届出書の作成及び申請に関する手続(標識看板の作成、設置報告書等の届出)(手数料の納付は含まない)

リサイクル計画書の作成

概略工事工程表の作成

建築環境総合性能評価システム(CASBEE 静岡)による評価書の作成

設計概要書の作成

住民説明等に必要な資料の作成、支援業務

基本設計検討会(1回 職員課長級以上による)に必要な資料の作成、支援業務
着手後受注者同席のうえ、技術提案書として作成した図書を用いて行う。

実施設計検討会(1回 職員係長級以下による)に必要な資料の作成、支援業務

環境保全性に関する検討・資料の作成

LCEM ツールによる空調システムの評価

再生可能エネルギーの利活用に係る検討資料の作成

ZEB Ready 仕様適合に係る業務(標準入力法による BEI 算定。)

土壌汚染対策法に基づく土地利用履歴調査(地歴調査)

B I Mモデルの利用及び作成(試行)

(1) 利用目的

施設管理者、庁内関係者等との合意形成の円滑化を図ることを目的として、基本設計時に B I Mモデルを作成する。

(2) B I M利用の対象

建築可能範囲、建築物へのアプローチ、配置・平面計画、設計方針や設計内容の説明等に用いる図表等の作成

(3) 作成範囲及び詳細度目安

項目	B I Mモデルを作成する対象
周辺敷地	周辺道路、隣地建築物（表面形状が分かる程度） 一般に入手可能及び発注者にて貸与可能な既往資料を用いて作成。隣地建築物は想定寸法でよいものとする。
意匠	(1) 空間（室、通路、ホール等（階段、階高、各室の面積共） (2) 構造体：柱、はり、床（スラブ）、基礎、耐力壁 (3) 構造耐力上主要な部分に含まれない壁 (4) 屋根、階段、庇、バルコニー (5) 外装（種類、材料等）、外部建具（仕様も含む） (6) 内装（各室の主要な内装仕上げの仕様） (7) 内部建具（仕様も含む） (8) 天井（天井高も含む）
敷地・外構	(1) 現況敷地情報：既存建築物・工作物・立木等（表面形状） (2) 整備後の敷地工作物等（主要な通路、駐車場等） (3) 舗装仕上げ、植栽等（整備部分） (4) 構内舗装（整備部分及び必要と認められる部分）
表現する内容・尺度等を考慮して、形状情報及び属性情報を入力する。 (必ずしも全ての建築部材について3次元のB I Mモデルを作成する必要はない。)	

(4) 提出物

BIMモデルのデータ形式は、IFC形式のファイル及びBIMオリジナルファイルとし、互換性を確保するため、IFC形式のファイルは可能な限りBIMオリジナルファイルと同等の情報が含まれたものとする。BIMモデルを利用して動画等を作成し、提出物を提出する場合のデータ形式については、発注者と協議し、発注者の情報システム環境に対応したものとする。

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計条件及び適用基準等に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 設計に当たっては、工事現場の生産性向上（省人化及び工事日数短縮）に配慮する。
- e. 「建設工事公衆災害防止対策要綱」（R1国土交通省告示第496号）に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努め

るとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、提出物に明示する。

- f. 「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン(国交省(R2.3))」を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努めるものとする。
- g. ウィークリースタンス対象業務とする。

(2) 打合せ及び記録と報告

a. 打合せ

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- ・ 業務着手時
- ・ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- ・ その他()

b. 進捗報告

毎月10日までに進捗状況報告書に前月末における設計の進捗状況を記載し、監督員に提出する。

(3) 適用基準等

本業務に以下に掲げる技術基準等を適用する。

a. 共通

静岡県公共建築整備指針

静岡県公共建築整備マニュアル

静岡県ユニバーサルデザイン基本計画及び行動計画

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例
(建築物の高さが10mを超える場合)

静岡市市民参画の推進に関する条例

静岡市多文化共生推進計画

静岡県における建設リサイクル推進計画

静岡県建築物環境配慮制度(CASBEE 静岡)

静岡県福祉のまちづくり条例

静岡県地球温暖化防止条例

“ふじのくに”エコロジー建築設計指針

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省)

官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン

官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領

官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン

BIM適用事業における成果品作成の手引き(案)

b. 建築【最新版を使用する】

公共建築工事標準仕様書(建築工事編)

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)

公共建築木造工事標準仕様書

建築設計基準

建築構造設計基準

構内舗装・排水設計基準

建築工事標準詳細図

静岡県建築構造設計指針・同解説

c. 建築積算【最新版を使用する】

公共建築数量積算基準

公共建築工事内訳書標準書式

d. 設備【最新版を使用する】

公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)

公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)

公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)

公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)

公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)

公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)

建築設備計画基準

建築設備設計基準

建築設備耐震設計・施工指針((一財)日本建築センター)

空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン

防災拠点等における設備地震対策ガイドライン(静岡県)

e. 設備積算【最新版を使用する】

公共建築設備数量積算基準

公共建築工事内訳書標準書式

(4) 業務実績情報登録の有無

あり

受注者は公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。

なし

(5) 貸与可能な資料

資料	摘要
・既存棟図面等一式	・PDF、CAD データ又は紙
・既存棟建設時地質調査報告書一式	・PDF データ又は紙
・地盤調査報告書	・PDF データ又は紙

(6) 業務計画書の記載事項

業務概要

静岡市建築工事設計委託業務共通仕様書 第3章 3.2 に定める設計方針

実施工程表(記載内容については、監督員の指示による)

業務組織計画(担当技術者名簿及び業務分担表を含む)

使用する主な図書及び基準

連絡体制(緊急時を含む)

その他()

なお、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、変更業務計画書を作成する。

(7) 設計図書の提出

設計図書は、受注者が定める設計業務完了期限の 45 日前(電気設備・給排水衛生設備・空調換気設備は 30 日前)までに提出し、監督員のチェックを受けること。

5. 提出物、提出部数等

(1) 基本設計

設計図は下記に示すものを基本とし、適宜、追加してもよい。

a. 提出物

・ 建築総合

建築総合設計図

計画説明書	仕様概要書	仕上概要表
面積表及び求積図	敷地案内図	配置図
平面図(各階)	断面図	立面図(各面)
矩計図(主要部詳細)		

工事費概算書

仮設計画概要書

・ 建築構造

基本構造計画案

構造計画説明書

構造設計概要書

工事費概算書

・ 電気設備

電気設備計画説明書

電気設備設計概要書

工事費概算書

各種技術資料

・ 給排水衛生設備

給排水衛生設備計画説明書

給排水衛生設備設計概要書

工事費概算書

各種技術資料

・ 空調換気設備

空調換気設備計画説明書

空調換気設備設計概要書

- 工事費概算書
 - 各種技術資料
 - ・ 昇降機等設備 「昇降機等」には機械式駐車場を含む。
 - 昇降機等設備計画説明書
 - 昇降機等設備設計概要書
 - 工事費概算書
 - 各種技術資料
 - ・ その他
 - 透視図
 - 模型
 - 日影図
 - リサイクル計画書
 - ・ 資料・提出図書等
 - 各種技術資料
 - コスト縮減に関する検討資料
 - 各記録書
 - CADデータ
 - 建築環境総合性能評価システム(CASBEE)目標値報告書
 - LCEM ツールによる空調システムの評価報告書

b. 提出方法

- ・ オンライン電子納品に該当しない。その他説明資料等は A4 判ファイルにまとめ、ラベリングの上、提出する。

c. 留意事項

- ・ 建築構造、電気設備、給排水衛生設備及び空気換気設備の提出物は建築総合基本設計の提出物の中にも含めることもできる。
- ・ 工事費概算書には、単価に関する資料(見積書、単価根拠等)を含むものとする。

(2) 実施設計

a. 提出物

設計図は下記に示すものを基本とし、適宜、追加してもよい。

・ 建築総合

建築総合設計図

{	建築物概要書	仕様書	仕上表
	面積表及び求積図	敷地案内図	配置図
	平面図(各階)	断面図	立面図(各面)
	矩計図	展開図	天井伏図(各階)
	平面詳細図	部分詳細図(断面含)	建具表
	外構図	総合仮設計画図	

工事費内訳書

積算数量算出書

積算数量調書

見積書等関係資料

単価資料

計画通知図書(2部)

中高層条例第7条に基づく標識の設置(建築物の高さが10mを超える場合)

国庫補助対象の内外の積算内訳書

国庫補助申請用資料

・ 建築構造

建築構造設計図

伏図	軸組図	部材断面表
各部断面図	標準詳細図	各部詳細図
構造計算書	仕様書	
工事費内訳書	積算数量算出書	
積算数量調書	見積書等関係資料	
単価資料	構造計算適合判定図書(2部)	
国庫補助対象の内外の積算内訳書		

・ 電気設備

電気設備設計図

仕様書	敷地案内図	配置図
受変電設備図	非常電源設備図	幹線系統図
動力系統図	電灯、コンセント設備平面図(各階)	
動力設備平面図(各階)	通信・情報設備系統図	
通信・情報設備平面図(各階)	火災報知等設備系統図	
火災報知等設備平面図(各階)	エレベーター、エスカレーター等の設備図	
工事費内訳書	積算数量算出書	
積算数量調書	見積書等関係資料	
単価資料	各種計算書	
国庫補助対象の内外の積算内訳書		

・ 給排水衛生設備

給排水衛生設備設計図

仕様書	敷地案内図	配置図
給排水衛生設備配管系統図	給排水衛生設備配管平面図(各階)	
消火設備系統図	消火設備平面図(各階)	
排水処理設備図	その他設置設備設計図	
部分詳細図(各階)	屋外設備図	
工事費内訳書	積算数量算出書	
積算数量調書	見積書等関係資料	
単価資料	各種計算書	
国庫補助対象の内外の積算内訳書		

・ 空調換気設備

空調換気設備設計図

仕様書	敷地案内図	配置図
空調設備系統図	空調設備平面図(各階)	

換気設備系統図	換気設備平面図(各階)
その他設置設備設計図	部分詳細図
屋外設備図	
工事費内訳書	積算数量算出書
積算数量調書	見積書等関係資料
単価資料	各種計算書
国庫補助対象の内外の積算内訳書	

昇降機設備

昇降機設備設計図

[仕様書	敷地案内図	配置図
	昇降機平面図(各階)	昇降機断面図	部分詳細図
	工事費内訳書	積算数量算出書	
	積算数量調書	見積書等関係資料	
	単価資料	各種計算書	
国庫補助対象の内外の積算内訳書			

その他

透視図	模型	模型の写真
建築物エネルギー消費性能確保計画		
建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画		
省エネルギー関係計算書	概略工事工程表	
建築環境総合性能評価システム(CASBEE)による評価書		
LCEM ツールによる空調システムの評価報告書		
工事現場の生産性向上に配慮した事項の報告書		
エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)標準入力法[最新版]算定結果(計算根拠資料共)		
地歴調査結果報告書		
鉛等含有調査報告書		
アスベスト事前調査報告書		

資料・提出図書等

各種技術資料	構造計算データ
各記録書	CADデータ
リサイクル計画書	設計基本チェックシート
図面内容チェックシート	バリアフリーチェックシート
外国語・ローマ字標記チェックシート	使用木材チェックシート
静岡市公共建築整備マニュアルデータ	

b. 提出方法

- ・ オンライン電子納品に該当しないその他資料等は A4 判ファイルにまとめ、ラベリングの上、提出する。

c. 留意事項

- ・ 建築構造の提出物は建築総合実施設計の提出物の中にも含めることもできる。
- ・ 構造計算にソフトを用いる場合は、事前に監督員の承諾を得る。
- ・ 構造計算適合性判定の申請先は、監督員と協議の上決定する。
- ・ 単価は、積算基準等に基づいて算出し、又は刊行物掲載価格、見積価格等を参考にして適正な価格を採用する。見積先は原則 3 者以上(適切な価格設定が困難であると予想される場合は5者以上)とし、比較表を作成し、見積額の整理をする。
- ・ 概略工事工程表の作成にあたっては、「公共工事における工期設定の基本的な考え方(最新版)」を参照し、適切な工期を設定する。

(3) 電子納品

a. 電子納品対象提出物

設計図	工事費内訳書
積算数量算出書	積算数量調書
国庫補助対象の内外の積算内訳書	透視図
写真(模型、調査写真等)	BIM データ
BIM モデルを利用した動画等	
エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)標準入力法[最新版]算定結果(計算根拠資料共)	

その他監督員の指示するものとする。

b. データ形式

文書 : PDF 形式、オリジナル形式

図面 : PDF 形式、SXF 形式、オリジナル形式

工事費内訳書 : PDF 形式、オリジナル(RIBC2)形式

BIM : IFC形式及びBIMオリジナル形式

オリジナルファイルを作成するソフトウェアは可能な限り一般的なソフトウェアを利用するよう努める

c. 提出物等

電子納品対象提出物をオンライン電子納品にて提出する。

d. 留意事項

- ・ 「静岡県電子納品要領・基準」及び「静岡県電子納品実施マニュアル」に従い、作成すること。
- ・ 電子納品のファイル形式等については、「静岡県電子納品要領・基準」によるほか、業務着手時に監督員と協議すること。
- ・ BIM モデルを成果品として提出する場合は、「BIM 適用事業における成果品作成の手引き(案)」による。